

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の概要

1. 「地域と共にある学校」を目指して

コミュニティスクール（別名、学校運営協議会制度のこと）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制）

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと言う。

学校運営協議会

法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制度の機関

3. 学校運営協議会

① 協議や承認等を行う会議

② 学校見学や授業参観、行事見学等のその他の活動

③ 3つの役割

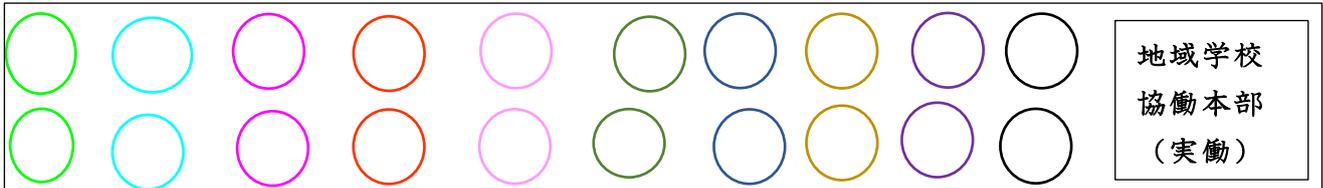
- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営について、教育委員会や校長に対して意見を述べるができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

4. 委員について

- ・委員は、15人以内（当該学校長・教職員・教育委員会委員・事務局職員は除く）
- ・地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者等
- ・委員は、非常勤特別職の公務員として任命され、報酬が支払われる。1年間1万2000円。
- ・任期は1年。再任は妨げない。
- ・令和4年度：委員8人からスタート

5. 学校運営協議会の運営について

各委員（15人以内）：地域住民、保護者等 : 学校運営協議会（企画・立案）



自治会・民生委員・企業・商店街・PTA・地域住民・まもり隊・本読み聞かせ・・・

ボランティア

学校運営協議会年間活動計画

日程	内容	参加者
第1回 5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 自己紹介 ・ 会長・副会長決め ・ 学校経営方針説明・承認 ・ 令和4年度 教育活動 説明 ・ 意見交換 	校長・教頭 総括教諭
第2回 6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熟議 「学校と地域と一緒に活動できることは」 ・ 学校の現状や学校運営に関する課題の共有 ・ 意見交換・課題解決に向けての改善策の協議 	校長・教頭 総括教諭等
第3回 9月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回の内容を基に、具現化できる内容の検討 ・ 地域の課題の共有 ・ ボランティアの募集について 	校長・教頭 総括教諭等
第4回 10月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熟議 「学校・地域で目指す子供像について」 ・ 意見交換・課題解決に向けての改善策の協議 	校長・教頭 総括教諭等
第5回 2月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価の結果報告 ・ 成果と課題の共有 ・ 次年度の学校運営協議会年間計画 	校長・教頭 総括教諭等